

埼玉県信保協、5市・5商工団体と協定 創業保証料率0.1%引きに

2025.03.27 17:56



協定を結んだ（左から）朝霞市商工会の高橋甚次会長、朝霞市の松下昌代市長、埼玉県信保協の砂川会長（3月21日、朝霞市市庁舎、埼玉県信保協提供）

埼玉県信用保証協会（砂川裕紀会長）は4月9日までに、埼玉県内の5市・5商工団体などと連携協定を結ぶ。各市が設ける市町村創業保証制度の信用保証料率を0.1%引き0.7%とする。同協会が市町村や商工団体と同様の協定を結ぶのは初めて。

3月21日に朝霞市と朝霞市商工会と協定を締結。4月1日にさいたま市、さいたま商工会議所、公益財団法人さいたま市産業創造財団、4日に所沢市と所沢商工会議所、7日に川越市と川越商工会議所、9日に加須市と加須市商工会と協定を結ぶ。さいたま市のみが書面締結で、それ以外は協定日当日に各市庁舎で各トップらが締結式に出席する。

保証料率割引の対象は、①該当市町村区域を地区とする商工会議所や商工会の会員②該当市町村が交付する「認定特定創業支援等事業」の支援を受けた証明書の取得可能者③「さいたま市アクセラレータプログラム」の採択者（さいたま市に限る）——のいずれかの該当者。会社法の「会計参与」を設置している場合はさらに保証料率を0.1%引きく。

このほか、セミナー、金融・経営支援、専門家派遣、経営課題の解決などで相互に連携していく。